平成２１年（フ）第２７２号
北海道小樽市桜２丁目13番22号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目34番18号　ウェーブ・リッチ201号室
債務者　高井　良宗
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２８２号
北海道小樽市長橋１丁目21番５号　中辻アパート、前住所岐阜県中津川市中津川2992番地　第１成瀬マンション105号
債務者　上総　博之
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４７号
秋田県大館市柄沢字狐台51番地40、前住所宮城県仙台市青葉区山手町28番１号　ルナパレス山の手Ｂ－１、借入時の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目22―18　コーポＫⅡ103
債務者　田代　　渉
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３７１号
福島市渡利字平内44―２　グリーンハイツ平内Ａ209、住民票上の住所福島市町庭坂字清水原17番地
債務者　佐藤　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１２号
福島市春日町13番47号
債務者　高橋　良夫
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
福島市春日町13番47号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４２４号
福島市松山町86番地　スズラン荘１―１
債務者　菅野　京子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３５６号
茨城県常総市岡田912番地４
債務者　萩原　久子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６６号
茨城県桜川市真壁町椎尾1793番地30　県営真壁アパート１号棟202、前住所茨城県桜川市真壁町飯塚999番地シエルⅡ201
債務者　豆生田恵子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５号
茨城県古河市関戸1762番地１　レジデンスつかだＤ102号室
債務者　熊谷香代子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４１６号
千葉市美浜区高洲２丁目２番２棟302号
債務者　田代　修一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２６号
千葉県習志野市鷺沼２―２―31、住民票上の住所千葉県習志野市鷺沼２丁目２番35―401号
債務者　工藤ミチ子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５３号
千葉県市川市大野町３丁目1827番地２　パストラル石井407号
債務者　毎床　博和
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５７号
千葉市花見川区長作町741番地４
債務者　広田　恵美（旧姓メンサ）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６３号
千葉県市川市湊新田３番６―105号　ロワ・ヴェル関口
債務者　石岡　盛子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８４号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅98号
債務者　鶴田　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係